

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(中小企業支援室)

一

## 告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(同)

一

## 労働委員会

○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示

二

## 正 誤

○宮城県公報第三〇四三号(平成三十一年三月十九日付け)中

二

○宮城県公報第三〇四四号(平成三十一年三月二十二日付け)中

二

○宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け)中

三

## 規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「〇・五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成三十一年四月一日以後に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

## 告 示

○宮城県告示第四百七十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

令和元年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇七〇〇四二二	らいとはうす名取 名取市増田三丁目十 一二十六番一〇一	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス	一般社団法人 ライトハウス	平成三十一年 四月一日
〇四五一五〇〇七六三	KEY・S 4th 大崎市古川上中目西 八十	放課後等デイサ ービス	株式会社KE Y	平成三十一年 四月一日
〇四五二八〇〇一九六	Mケア ひまりの里 りらん 加美郡加美町下狼塚 字松原十三番地	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人アンソ レイユ	平成三十一年 四月一日

○宮城県告示第四百七十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

令和元年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
〇四五〇五〇〇四七五	放課後等デイサービ スすらいふ 気仙沼市台二百四十	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人ワーカ ースコープ	平成三十年四 月三十日

九番地三	Mケア ひまりの里 りらん 加美郡加美町字下狼 塚字松原十三	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人ふるた いむ	平成三十一年 三月三十一日
------	---	----------------	------------------------	------------------

### 労働委員会

#### ○宮城県労働委員会告示第十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員  
会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和元年五月十四日

宮城県労働委員会  
会 長 水 崎 淳 子

#### 宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成31年4月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	東北大学大学院法学研究科 長	平30. 4. 1
坂 田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	横浜国立大学経営学部助教	平30. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	平30. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	平30. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部教授		平30. 4. 1
小 出 裕 一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会会長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会仙台地域協議会職 長	平30. 4. 1
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 宮城支部執行委 員	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	平30. 4. 1
池 町 江美子	宮城県労働委員会委員 一般労働 組合委員長	全国生協労働組合連合会女 性部会長	平30. 4. 1

阿 部 康 志	宮城県労働委員会委員 宮城本部委員 東北電力労働組合宮城支部 委員長	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 4. 1
加 藤 仁	宮城県労働委員会委員 宮城支部支部長 U Aセブソノ山口市支部 部長	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平31. 1. 1
岡 崎 智 政	宮城県労働委員会委員	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 4. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員 宮城財団法人七十七ビ ン興業株式会社執行理事	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 4. 1
伊 藤 光 考	宮城県労働委員会委員 宮城支部支部長	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 4. 1
星 昌 明	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビ ジネスサト本部入財部部長	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 4. 1
星 幸 一	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経 営者協会専務理事	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 8. 1
山 本 雅 伸	宮城県労働委員会事務局 長	東北電力株式会社相双営業 所長	平31. 4. 1
佐々木 俊 人	宮城県労働委員会事務局 次長兼審査調整課長	東北電力株式会社相双営業 所長	平30. 4. 1

### 正 議

議 案	議 案 内 容	議 案 結 果
一	○宮城県公報第三〇四三号（平成三十一年三月十九日付け）中 一五 「問伐その他の特別の場合の伐採に係るもの」は、次のとおりとする。	「問伐に係る森林は、次のとおりとする。」
二	「問伐その他の特別の場合の伐採に係るもの」は、次のとおりとする。	「問伐に係る森林は、次のとおりとする。」
三	「問伐その他の特別の場合の伐採に係るもの」は、次のとおりとする。	「問伐に係る森林は、次のとおりとする。」
四	「問伐その他の特別の場合の伐採に係るもの」は、次のとおりとする。	「問伐に係る森林は、次のとおりとする。」

○宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け)中

ページ

九

上

八

正

別表第一の一の項中「及び農林水産部の」を「農政部及び水産林政部の」に、「及び農林水産部農林水産総務課」を「農政部農政総務課及び水産林政部水産林政総務課」に改める。  
別表第一の三の項中の「及び東北歴史博物館」及び「東北歴史博物館の管理部長」を削る。

誤

別表第一の一の項中「及び農林水産部の」を「農政部及び水産林政部の」に、「及び農林水産部農林水産総務課」を「農政部農政総務課及び水産林政部水産林政総務課」に改める。